

総行助第2号
令和元年5月31日

各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局選挙部政党助成室長
(公 印 省 略)

「政党助成事務委託要綱」の一部改正について

新元号の制定に伴い、「政党助成事務委託要綱」（平成7年4月1日自治助第4号）の一部を下記のとおり改正しますので、通知します。

記

別記第1号様式及び別記第2号様式中「平成」を「令和」に改める。

(参考)

政党助成事務委託要綱

(政党交付金に関する事務の委託)

第1条 国は、次に掲げる政党交付金に関する事務を都道府県選挙管理委員会に委託する。

- 一 政党助成法（以下「法」という。）第32条第3項の規定により支部報告書、支部総括文書及び監査意見書を保存すること。
- 二 法第32条第5項の規定により支部報告書、支部総括文書及び監査意見書を閲覧に供すること。
- 三 その他政党交付金に関し必要な事務

(委託費の交付)

第2条 国は、都道府県に対し、当該都道府県選挙管理委員会が前条の規定に基づき委託を受けた政党交付金に関する事務を執行するために必要となる経費（以下「政党助成事務委託費」という。）を交付する。

(委託費の交付申請)

第3条 都道府県知事は、政党助成事務委託費を受けようとするときは、別記第1号様式による政党助成事務委託費交付申請書に関係予算書及び事業計画書を添えて総務大臣に申請しなければならない。

(委託費の精算)

第4条 都道府県知事は、毎年4月10日までに、別記第2号様式による政党助成事務委託費精算結果報告書兼請求書を総務大臣に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定に基づく精算の結果、国から交付を受けた委託費に剰余を生じたときは、速やかに当該剰余を国庫に返納しなければならない。

(委託費の目的外使用の禁止)

第5条 都道府県知事は、政党助成事務委託費を政党交付金に関する事務以外の事務に使用してはならない。

- 2 総務大臣は、都道府県知事が交付を受けた委託費を目的外に使用したと認めたときは、当該委託費の一部又は全部を返還させることができる。

(会計帳簿等の保存)

第6条 都道府県知事は、交付を受けた政党助成事務委託費の使途を明らかにするため、その収入及び支出の明細を記載した会計帳簿を備えるとともに、当該支出を証する領収書その他の書類を整備保管しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の会計帳簿及び領収書その他の書類を、第4条第1項の規定により政党助成事務委託費精算結果報告書兼請求書を提出した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度の委託事務から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度の委託事務から適用する。
- 2 別段の定めがある場合を除き、平成11年度以前の委託事務については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の委託事務から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

[別記第1号様式]

番 号
令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

〇〇都道府県知事（ 氏 名 ） 印

政党助成事務委託費交付申請書

令和 年度の政党助成事務委託費として、下記金額を交付されるよう関係予算書及び事業計画書を添えて申請します。

記

交付申請金額 円

令和 年度政党助成事務事業計画書

都道府県名 _____

区 分	所要見込額(千円)	事 業 内 容
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
通 信 運 搬 費		
借 料 及 び 損 料		
賃 金		
合 計		

(備考)

- 1 「事業内容」には、事業内容のほか、単価等の所要見込額の積算内容についても具体的に記載すること。
- 2 賃金職員が他の事務も併せて行う事業計画であるなどの理由により、按分して所要見込額を計上している場合には、「事業内容」に当該按分割合についても記載すること。

[別記第2号様式]

番 号
令和 年 月 日

総務大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

○○都道府県知事（ 氏 名 ） 印

令和 年度政党助成事務委託費精算結果報告書兼請求書

記

1. 精算結果

(1) 既 交 付 額	円
(2) 精 算 額	円
(3) 差引過不足額((1)-(2))	円

2. 不足額に係る請求額 円

2. 内 訳

都道府県名

区 分	金 額 (円)	事 業 内 容
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
通 信 運 搬 費		
借 料 及 び 損 料		
賃 金		
合 計		

(備考)

- 1 「事業内容」には、事業内容のほか、単価等の所要見込額の積算内容についても具体的に記載すること。
- 2 賃金職員が他の事務も併せて行う事業計画であるなどの理由により、按分して金額を計上している場合には、「事業内容」に当該按分割合についても記載すること。